

## 那珂川市 福祉用具 Q&A

No.	項目	質問	回答	下記参考
1	福祉用具購入の選定可否について	介護保険で購入することができる福祉用具を教えてください。	給付対象となる福祉用具の種目は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排せつ予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖です。詳細については、「福祉用具購入の手引き」をご確認ください。 なお那珂川市では、（公財）テクノエイド協会の判断を基準として取り扱っています。「TAISコード」が付与されており、かつ「購入マーク」の表示がある場合のみ給付対象として認めています。	
2	福祉用具の購入場所について	ホームセンターや、インターネット等で購入する福祉用具は介護保険給付の対象になりますか。	介護保険による特定福祉用具購入費の給付を受けるには、都道府県が指定する事業所で購入する必要があります。都道府県の指定がないホームセンターやインターネット等で購入する福祉用具は介護保険給付の対象になりません。	
3	ケアマネジャーがついていない場合の購入について	福祉用具を購入したいのですが、ケアマネジャーがついていません。どうすればいいですか。	お住まいを所管する地域包括支援センターへご相談ください。	
4	同一種目の福祉用具の再購入について	介護保険で購入した福祉用具と同一種目の福祉用具を再度購入する場合、給付対象になりますか。	①「破損した」②「介護の必要の程度が著しく高くなった」場合以外は、原則として同一種目の福祉用具を再購入することはできません。（用途及び機能が著しく異なるものを除く。） なお、①「破損した」場合は申請書類に、破損部分の説明、使用上の問題点等を具体的に記載し、破損箇所の写真を添付してください。（単なる劣化は不可。また、通常の使用による破損のみ支給対象です。故意や過失による破損は支給対象となりません。） ②「介護の必要の程度が著しく高くなった」場合は、申請書類に前回購入時とのADLの違い、再度購入が必要な理由、選定理由等を具体的に記載してください。	Q12
5	衛生面を理由とした再購入について	既に福祉用具購入費の給付を受けた入浴用いすについて、長年使用していたため、カビやぬめりが生じてしまい転倒の危険性があるため、再購入したい。この場合、給付対象となりますか。	同一種目の再購入が例外的に給付対象となるのは、原則「破損した」「介護の必要の程度が著しく高くなった」場合のみです。カビやぬめり等の衛生面や汚れを理由とした同一種目の再購入については、給付対象となりません。	Q12
6	同一種目の福祉用具複数購入について	同一種目の福祉用具の複数購入は、給付対象となりますか。	特別な理由がない限り、同一種目の福祉用具の複数購入は認められません。（用途及び機能が著しく異なるものを除く。※入浴用いすと浴槽用手すりなど）ただし、スロープやロフトストランドクラッチ、歩行器のように性質上複数個の利用が想定される福祉用具に関しては、給付対象とします。	Q12
7	用途及び目的が異なる同一種目の複数購入について	1階と2階にトイレがあり、その両方のトイレで使用するため、補高便座（腰掛便座）を2個購入したい。この場合、支給対象となりますか。	用途及び目的が異なる同一の種目の福祉用具を複数購入した場合、2個目の分の購入費用については支給対象となりません。（1個目の分の購入費用は支給対象となります。）	Q12

8	用途及び目的が異なる同一種目の購入について	昼間はトイレに行けるため補高便座（腰掛便座）を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険性が高いのでポータブルトイレ（腰掛便座）を購入する場合、支給対象となりますか。	同一の種目（腰掛便座）の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となります。	Q12
9	居住環境の変化による福祉用具の再購入について	転居によって居住環境に変化があり、既に給付を受けた福祉用具が適合しなくなった場合、同一の種目の再購入は給付対象となりますか。	原則として、転居があったとしても同一種目の再購入は認められず、既に給付を受けた福祉用具を転居後の環境で使用する必要があります。ただし、当該福祉用具のサイズでは転居後の環境に適合しなくなった場合は、同一種目の再購入であっても例外的に給付対象となります。 【例】転居前の自宅で介護保険を使って浴槽内すのこを購入したが、転居後の自宅の浴槽にサイズが合わないケース（大きすぎて浴槽に入らない等）。	Q12
10	付加価値的な機能を持つ福祉用具の購入について	暖房機能や家具調、自動ラップタイプのポータブルトイレや、ウォシュレット機能付きの補高便座等、付加価値的な機能を持つ福祉用具については給付対象になりますか。	福祉用具購入費支給申請の際に、当該機能を必要とする理由が明確に記載されており、かつ市が必要であると判断した場合は給付対象として認めています。ただし、付加価値的な機能のみを目的とした購入は対象となりません。（ウォシュレットが使いたいという理由だけでウォシュレット機能付きの補高便座を購入する 等）	Q24
11	色の違いで価格差が生じる福祉用具の購入について	歩行補助つえを購入したいと考えています。形状や材質は同じですが、通常の物よりも少し値段の高い、おしゃれな色の商品を購入しても給付対象になりますか。	形状や材質が全く同じで、色の違いにより価格差が生じている福祉用具がありますが、給付対象となるのは一番安価なものに限ります。どうしても価格の高い商品の福祉用具を使いたいという場合は、安価な商品との差額を利用者が全額自己負担していただくこととなります。	
12	部品の購入について	介護保険の給付対象となる福祉用具が破損し部品を交換した場合、部品の購入費用は給付対象となりますか。	特定福祉用具購入の給付対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品については、那珂川市が必要と認めた場合に限り給付対象となります。なお、この場合、部品そのものの購入費用のみが給付対象となり、運搬費や作業費等の費用は給付対象となりません。 (事前に那珂川市にご相談ください。)	Q1
13	運搬費や設置費について	福祉用具の購入にあたり、「運搬費」や「設置費」が発生しましたが、これらの費用も給付対象となりますか。	特定福祉用具購入では、福祉用具そのものの購入費用のみが給付対象となり、運搬費や設置費等の費用は給付対象となりません。	
14	部品の交換を伴わない修理について	既に福祉用具購入費の給付を受けた福祉用具が破損し、部品の交換を伴わない修理を行った場合、その修理費用は給付対象となりますか。	介護保険の特定福祉用具購入の給付対象は、福祉用具（またはその部品）そのものの費用のみです。運搬費、設置費等の費用については給付対象とならないことから、本ケースにおける修理費用も給付対象となりません。（全額利用者負担となります。）	
15	自宅以外での福祉用具使用について	家族宅等、自宅以外で使用するために福祉用具を購入する場合、給付対象になりますか。	原則として、生活の拠点である自宅以外は、給付対象となりません。しかし、介護の必要性等の理由により、家族宅に生活の拠点を移す場合は、給付対象となります。	

16	入院中や入所中の方の福祉用具購入について	医療機関に入院中や、介護保険施設（介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）やグループホーム（認知症対応型共同生活介護））に入所中に福祉用具を購入する場合、給付対象となりますか。	特定福祉用具購入は在宅での生活を前提としていることから、医療機関に入院中の福祉用具購入は、介護保険給付の対象になりません。同様に、介護保険施設等に入所中の場合も、福祉用具が整備されていることが前提となるため給付対象となりません。ただし、退院または退所が既に決まっいて、在宅介護に向けて購入する場合は給付対象になります。この場合、償還払いでの申請になります。
17	ショートステイ利用中の福祉用具購入について	短期入所生活介護（ショートステイ）を利用中に、滞在先の施設で利用するために福祉用具を購入する場合、給付対象となりますか。	短期入所生活介護を利用中に滞在先の施設で利用するための福祉用具購入は、給付対象となりません。
18	外泊及び一時帰宅中の福祉用具購入について	病院に入院中（介護保険施設に入所中）に外泊や一時帰宅を行うために、外泊先や一時帰宅先で使用する福祉用具を購入する場合、給付対象となりますか。	外泊や一時帰宅のために購入する福祉用具は、給付対象となりません。
19	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について①	福祉用具を購入したが、購入後の保険給付請求前に被保険者本人が亡くなりました。本人が生前に支払いも済んでいます。この場合、給付対象となりますか。	被保険者本人が亡くなる前に購入した福祉用具であれば、給付対象となります。この場合、提出する領収書の領収日は亡くなる前の日付である必要があります。
20	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について②	福祉用具を購入したが、購入後の保険給付請求前に被保険者本人が亡くなりました。納品を先に行い、支払いは死後にご家族が行いました。この場合、給付対象となりますか。	代金の支払日が死亡後だと本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため、保険給付の請求はできません。（支払日とは領収証の領収日をいいます）
21	転居や介護度の上昇による支給額のリセットについて	住宅改修のように、転居や介護度の上昇により支給額がリセットされることはありますか。	福祉用具購入は、転居や介護度が上昇しても支給額はリセットされません。
22	介護者の負担軽減を主目的とした福祉用具の購入について	介護者の負担を軽減するために福祉用具を購入したいのですが、支給対象となりますか。	被保険者本人が自立した日常生活を営むことができるようになることを目的としておりますので、介護者の負担軽減を主目的とした購入は支給対象外となります。
23	新規認定、区分変更申請中の購入について	認定申請中ですが、すぐに福祉用具が必要なので購入してもいいですか。	購入の領収日が、認定申請日以降の日付であれば問題ありません。ただし、受領委任払いではなく、償還払いでの給付申請になります。保険給付は認定結果がでた後になります。万が一、認定結果が非該当となった場合は、福祉用具購入に係る支給も対象外となりますのでご注意ください。
24	負担割合の適用時点について	負担割合はいつの時点で適用されますか。	領収日時点の負担割合を適用します。
25	ポータブルトイレに補高便座を付ける場合について	ポータブルトイレの高さ調整のため補高便座を購入したいのですが、支給対象となりますか。	補高便座は洋式便座の上に置いて高さを調整するためのものですので、支給対象外となります。
26	壁リモコン付きの補高便座について	壁リモコン付きの補高便座は、介護保険での給付対象となりますか。	壁リモコンは、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるため、原則給付対象とはなりません。ただし、壁リモコン部分と腰掛便座部分が区分できる場合には、腰掛便座部分のみが給付対象となります。なお、どうしても壁リモコンでなければならない理由がある場合には、事前に介護保険課までご相談ください。

27	浴室内すのこについて	すのこを洗い場の利用する部分のみ敷く場合でも支給対象となりますか。	すのこは、一部分に敷くことによりずれや新たな段差が生じないように、原則、洗い場全体に敷いていただきます。ただし、全体に敷くことで不都合が生じる場合にはこの限りではありませんので、事前に市へご相談ください。（水栓下に洗面器が入らなくなる等）	
28	浴槽内すのこ（浴室内すのこ）のオーダーメイドについて	浴槽内すのこ（浴室内すのこ）をオーダーメイドで作成する場合、支給対象となりますか。	オーダーメイドであっても、支給対象となります。	
29	浴槽内いすの「踏み台」使用について	浴槽内いすを、浴槽内用と浴槽外用で購入し、踏み台として使用する場合、支給対象となりますか。	原則として、同一品目を複数購入することはできません。また、購入した浴槽内いすが踏み台としての機能を製品仕様上有していたとしても、介護保険制度上、浴槽内いすは「浴槽内に置いて利用することができるものに限る」とされており、浴槽外の踏み台として使用することが、用途及び目的が適合しないため、支給対象となりません。	
30	補高補助つえのゴム交換について	杖のゴム部分がすり減り交換が必要な場合、部品の購入として保険給付を受けられますか、メンテナンスとして利用者の自費負担で購入するのですか。	購入した福祉用具の消耗品にあたるため、メンテナンスで対応となります。よって、介護保険では支給しないため、利用者負担となります。	Q16

【参考】

※国から示されている福祉用具購入に関するQ & Aをまとめたものです。

No.	項目	質問	回答
Q 1	部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 2	福祉用具購入費の支給	福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ①平成12年度に福祉用具の引渡を受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース ②平成12年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行ったケース	介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。 したがってケース①は平成13年度において、ケース②は平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。 ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とする。 (14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A)
Q 3	排泄予測支援機器	「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（老企第34号平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以下「解釈通知」という。）では、排泄予測支援機器について「利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知する」とあるが、通知について、どのようなものを想定しているか。	排泄予測支援機器が本体から、専用のアプリケーションがダウンロードされたスマートフォンやタブレット等に近接通信機能（Bluetooth）で通知するものが想定される。 なお、解釈通知では「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外」とされているが、上記のようにインターネットを使用せず、排泄予測支援機器本体からスマートフォン等に通知する場合は、これにあてはまらない。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について)
Q 4	排泄予測支援機器	給付対象や利用が想定しにくい者については、「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」（老高発0331第3号令和4年3月31日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下「留意事項通知」とする。）に規定されているが、独居の者も含まれるのか。	使用方法については以下のような方法が考えられる。 ① 居宅要介護者等本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。 ② 介助者が通知により、排泄の声かけやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。 そのため、独居の場合でも①のような使用方法があり、必ずしも給付対象外になるものではないが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を特に確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討すること。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について)
Q 5	排泄予測支援機器	留意事項通知の2では、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」の者については、利用が想定しにくいとしているが、おむつ等を使用しているが、自分で準備から後始末まで行っている者が、トイレでの自立した排尿を目的として使用する場合は如何。	留意事項通知の2で規定している者については、一般的に使用が想定しにくい者を記しているが、十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について)

Q 6	排泄予測支援機器	留意事項通知の3では、販売に当たり、膀胱機能等を医師の所見等で確認することとしているが、販売を検討する以前の段階で既に確認しているような場合、改めての確認が必要か。	居宅要介護者等の膀胱機能について、留意事項通知3の(1)から(4)のいずれかの方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)
Q 7	排泄予測支援機器	常時失禁の状態の者でおむつの交換時期等を把握するため、排泄予測支援機器を給付することは可能か。	排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)
Q 8	排泄予測支援機器	「自動排泄処理装置」を貸与されている居宅要介護者等が購入した場合も保険給付対象となるのか。	自動排泄処理装置を貸与されていることのみをもって、排泄予測支援機器の給付が対象外になることはない。ただし、自動排泄処理装置を必要とする場合、排泄予測支援機器を必要とする場合は異なるものと考えられることから、要介護者等の状態や目的等を十分に聴取して、十分な検討が必要である。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)
Q 9	排泄予測支援機器	要支援者、要介護4・5の者でも給付対象とすることは可能か。	留意事項通知等で示す状態に該当し、排泄予測支援機器を使用することによって自立した排尿が期待できる場合に給付対象とすることは可能である。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)
Q 10	排泄予測支援機器	特定福祉用具販売事業所(福祉用具専門相談員)が留意事項通知の4で規定されている販売に当たり確認すべき事項について、どのような点に注意することが考えられるか。	留意事項通知4の販売に当たり確認すべき事項(1)～(3)については、以下の点について注意されたい (1) 排泄予測支援機器はトイレでの自立した排泄を促すことを目的としており、失禁をなくすものではないことを理解していること。 (2) 製品によっては体型や体質により装着が困難な者もいるとされていることから、製品の特徴等を十分に説明した上で、装着後の状況等を聴取すること。 (3) 通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができるか、また、使用前の介助状況を確認し、居宅要介護者等が主に過ごしている居室等からトイレまでの介助方法や時間等を確認すること。 また、必ずしも販売にあたり試用は要件ではないが、(2)と(3)を確認するためには一定期間の試用が望ましいこと、(1)についても試用を通じて理解が促進されることから、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。 (22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)

Q11	排泄予測支援機器	市町村で福祉用具購入費の申請を受けた際の審査において、給付対象の状態であることをどのように把握したらよいのか。	<p>留意事項通知5の記載のとおり、以下の書類等を利用者は市町村に提出することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項（※）が記載された申請書</li> <li>・領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面</li> <li>・医学的な所見が分かる書類</li> </ul> <p>（※）特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名、購入に要した費用及び当該購入を行った年月日、必要である理由。なお、必要な理由については、居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載で確認できる場合は不要である。</p> <p>また、試用状況等の確認に際して、特定福祉用具販売事業所等が整理した別添の確認調書のような書類について、市町村は必要に応じて利用者に対して提出等を求めている。なお、申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調書と同様のことを記載することについても考えられる。（別添確認調書は省略）</p> <p>（22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q &amp; A の送付について）</p>
Q12	特定福祉用具販売種目の再支給等について	特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。	<p>居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。</p> <p>（24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&amp;A vol.1）</p>
Q13	貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について	福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものが考えられるか。	<p>利用者の選択に当たって必要な情報としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見</li> <li>・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し</li> <li>・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い</li> <li>・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること</li> <li>・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること</li> <li>・国が示している 福祉用具の平均的な利用月数（※）等が考えられる。</li> </ul> <p>※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定用スロープ：13.2ヶ月</li> <li>・歩行器：11.0ヶ月</li> <li>・単点杖：14.6ヶ月</li> <li>・多点杖：14.3ヶ月</li> </ul> <p>（24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&amp;A vol.1）</p>

Q14	担当する介護支援専門員がいない利用者について	担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。	相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。 (24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.1)
Q15	貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について	福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。	福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。 (24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.1)
Q16	選択制の対象福祉用具の販売後の取り扱いについて	選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。	販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。 (24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.1)
Q17	スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について	スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。	取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。 (24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.1)
Q18	選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について	選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。	いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。 (24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.5)
Q19	医学的所見の取得について	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。 また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。	選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。 (24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.5)
Q20	医学的所見の取得について	選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？	聴取の方法や様式に特段の定めはない。 (24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.5)
Q21	医学的所見の取得について	一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？	販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。 (24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.5)

Q22	選択制の対象の販売品について	選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。	<p>今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。</p> <p>また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。</p> <p>(24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&amp;A vol.5)</p>
Q23	選択制の対象の販売品について	選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。	<p>利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。</p> <p>(24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&amp;A vol.5)</p>
Q24	腰掛け便座の給付対象範囲	腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	<p>家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。</p> <p>(12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&amp;A vol.2)</p>